

社会福祉法人徳島市社会福祉協議会役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の役員の報酬の支給に関し、必要事項を定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 常務理事には、報酬及び期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

(報酬等の額)

第3条 常務理事に対する報酬等については、上限額を年額380万円とする。

2 常務理事の報酬等として、前項のうち、報酬については、月額25万円を上限とし、期末手当については、年間3.5か月の範囲内で支給することができるものとする。

(報酬等の支払日)

第4条 報酬は当月20日に支給する。

2 期末手当は、6月15日及び12月10日に支給する。

3 前項及び前々項の規定にかかわらず、当該日が休日等（国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。）にあたるときは、これを繰り上げる。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。